

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は失効した。

令和4年8月23日

静岡県知事 川勝平太

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者氏名又は名称及び住所	失効年月日
静岡県登録第3311号	魚かす粉末	海の恵み-1	窒素全量 9.0 りん酸全量 6.0	該当なし	有限会社タカギコーポレーション 静岡県焼津市石脇下106番地の5	令和2年4月5日
静岡県登録第3312号	副産動物質肥料	TASF-1	窒素全量 6.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	有限会社タカギコーポレーション 静岡県焼津市石脇下106番地の5	令和2年4月15日
静岡県登録第3321号	魚かす粉末	海の恵み-2	窒素全量 8.0 りん酸全量 6.0	該当なし	有限会社タカギコーポレーション 静岡県焼津市石脇下106番地の5	令和2年11月15日